

(別添)

清掃用ゴンドラ使用説明書

清掃用ゴンドラ格納場所及び清掃場所

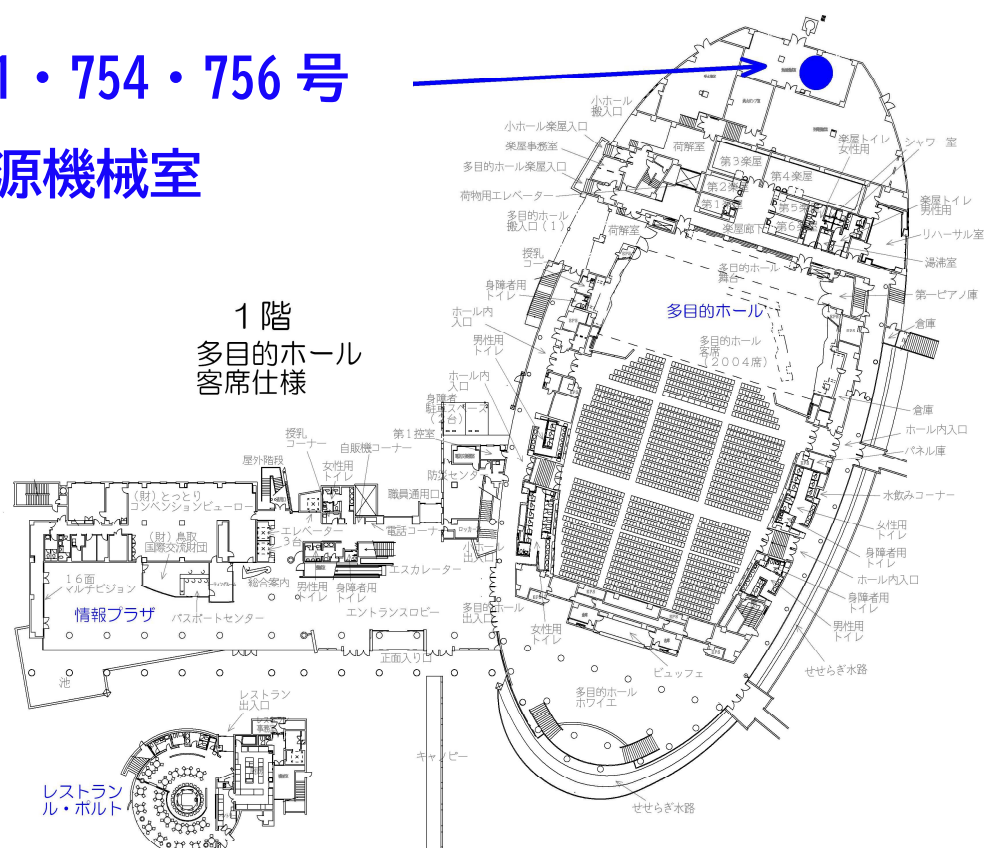
刻印番号	番号		型式	清掃場所(会議棟)	ゴンドラ格納場所
第750号	6号機	F号機	SD101-M	吹抜けガラス内側	会議棟6階倉庫
第751号	2号機	B号機	SP100-J (チェア式)	廊下突き当り 立体駐車場側窓	熱源機械室内
第754号	1号機	A号機	SD101-KU	第3階段窓	熱源機械室内
	3号機	C号機	SD101-KU	3階～6階ロビー 立体駐車場側窓	熱源機械室内
	5号機	E号機	SD101-T	第8会議室窓	熱源機械室内
第755号	4号機	D号機	SD101-HP	吹抜けガラス外側	会議棟3階倉庫
第756号	7号機	G号機	SD101-KUR	展望エレベーター ガラス	熱源機械室内

※ 754号と756号のカゴは同一の物を使用

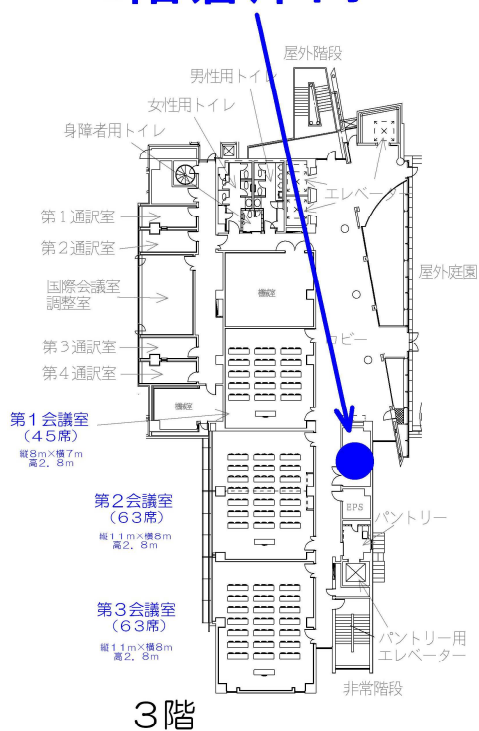
清掃用ゴンドラかご格納場所図面

751・754・756号

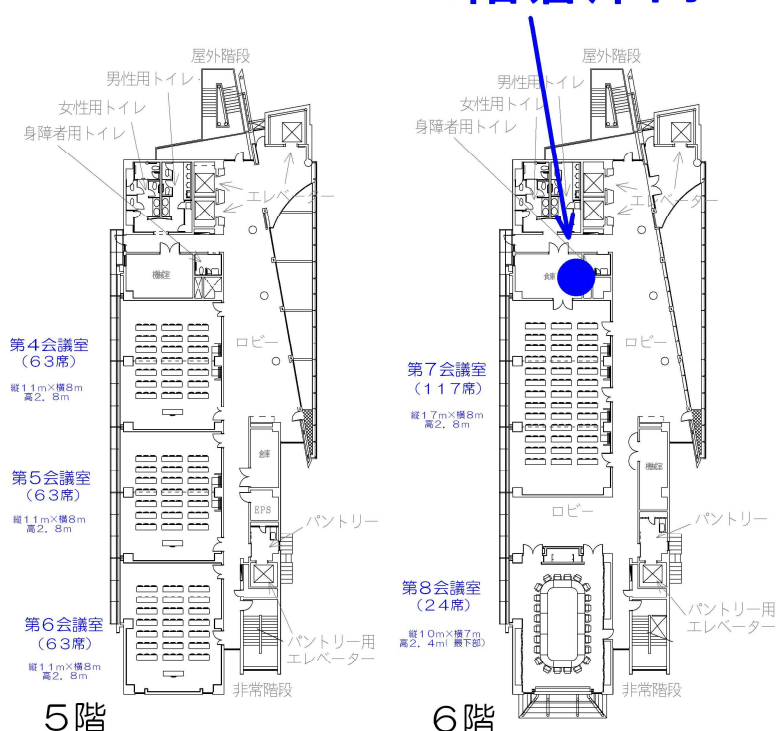
熱源機械室



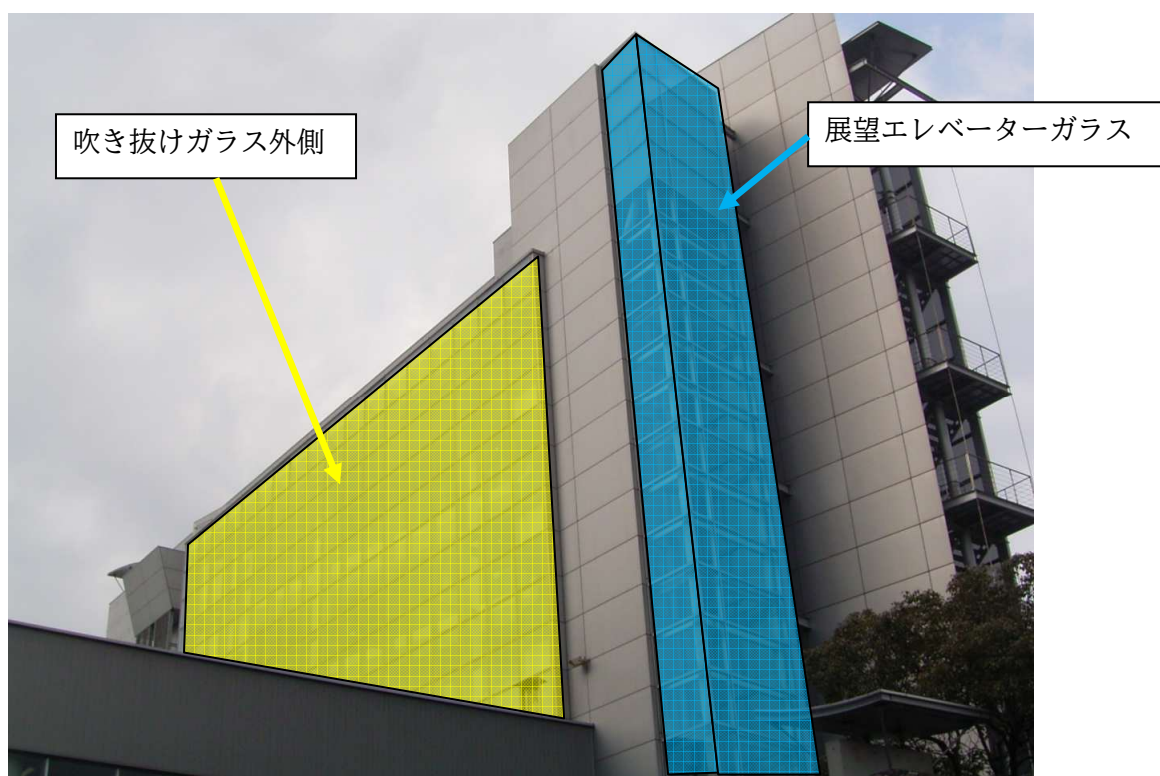
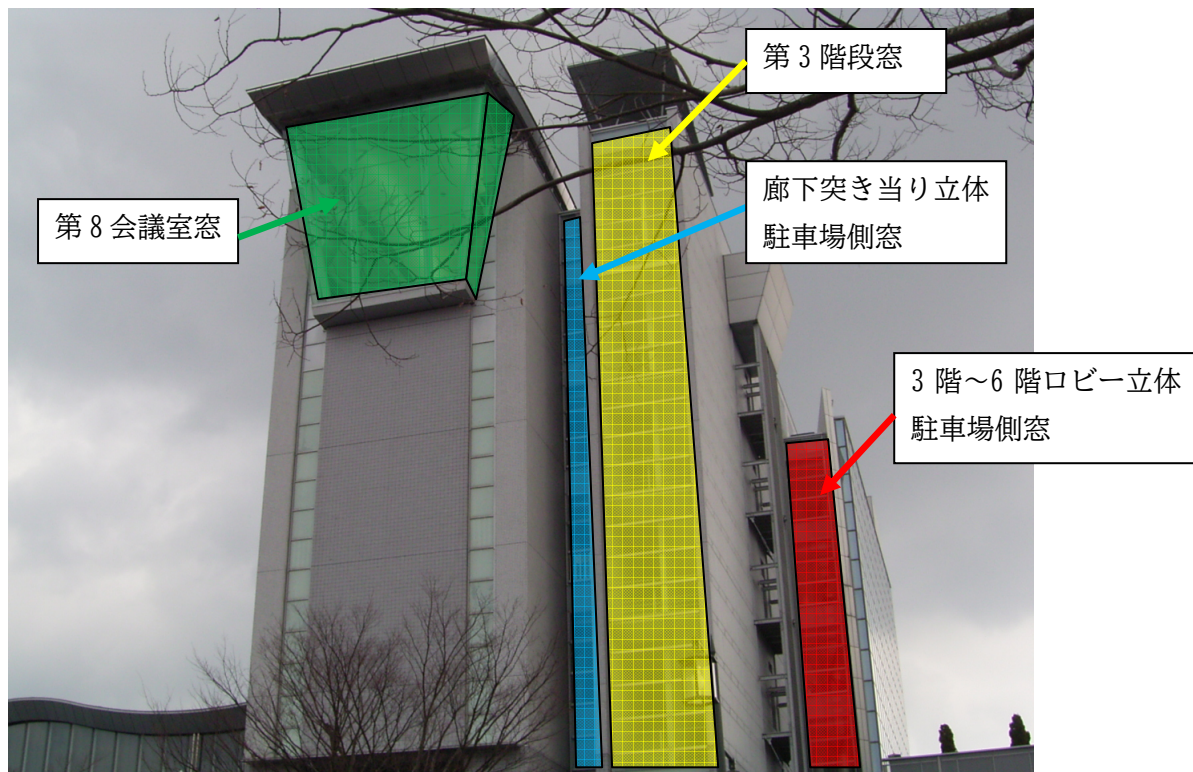
755号
3階倉庫内



750号
6階倉庫内



清掃用ゴンドラでの清掃箇所写真





吹き抜けガラス内側

清掃用ゴンドラを使用する場合の注意事項

- ①清掃用ゴンドラを使用する場合は、事前にセンター担当者と日程の調整を行い、承認を得ること。
- ②清掃用ゴンドラを使用する前と後に点検を行うこと。点検の結果を記録し、日毎にセンター担当者に提出すること。
- ③清掃用ゴンドラを操作する者は、ゴンドラ取扱業務特別教育を受講した者が行うこと。
- ④労働安全衛生法を遵守して、ヘルメット・墜落制止用器具を使用して実施すること。また、フルハーネス型墜落制止用器具を使用して作業する場合は、特別教育を受講した者が行うこと。
- ⑤清掃用ゴンドラの使用中、必ず補助者を1名配置すること。補助者は清掃用ゴンドラの真下を人が通過しないように、仮囲いなどをしたうえで、誘導を行うこと。
- ⑥その他問題がある場合は、センター担当者と調整を行うこと。